

町民の皆様へ

[ ご報告とお詫び ]

平成18年3月20日付けで原子力発電環境整備機構(NUMO)に応募書を提出したことにつきましては、文献調査に応募することで、直ちに「電源三法」による交付金が交付されると、勘違いをした私の早合点によりまして、町民の皆様をはじめ関係各位に大変ご迷惑やご心配をお掛け致しました。

応募書は3月28日にNUMOの関係者が来町され、説明を受けた後返却して頂きました。

その時点では、本事業の知識が全くなく、ひたすら「財源確保」と言うことが先行した結果でありまして、議会や町民の皆様を欺くなどと言う思いは毛頭ありませんでした。しかしながらその行為は軽率の謗りを免れないと存じておりまして、ここにご報告とお詫びを申し上げます。

[ 文献調査に応募 ]

さて、「高レベル放射性廃棄物の最終処分施設の設置可能性を調査する区域」の公募に関しましては、国の原子力エネルギー政策の中で位置付けされている事業でありまして、本町のような小さな町が国家プロジェクトに貢献できる機会は滅多にありませんし、そう言う自治体に対しましては、国も「電源三法」に基づきまして支援をしようと言うことでありますから、勉強会をする価値は十二分にあるのではないかと。又、勉強会を通しまして「原子力の平和利用」はどうあるべきか。「原子力の平和利用と反核平和運動」は相容れられないのか。或いは、我が国のエネルギー源としての「原子力の果たす役割」はどうなのか。そう言ったことも含めまして勉強が深まれば幸いである。...との思いを持ちながら勉強会を開催して参りました。

勉強会で出されました疑問の中で、特徴的な点は

「一度応募すれば処分施設の建設まですすめられてしまう」と言うこと。

「地層処分は技術が確立されておらず、安全性が保証されていない」と言うこと。

前者につきましては、経済産業大臣及びNUMOの理事長に質問状を提出致しましたところ、以下のような回答がありました。

(前略)「概要調査地区等の選定に当たっては、地元の理解と協力が不可欠であることから、政府、原子力発電環境整備機構、及び発電用原子炉設置者は、地元の理解等を得るべく最大限の努力を行うこととしています。それでもなお、地元の理解等が得られず、当該都道府県知事又は、市町村長が概要調査地区等の選定につき、反対の意見を示している状況においては、当該都道府県知事又は、市町村長の意見に反しては、概要調査地区等の選定が行われることはありません。」と言う明確な回答を頂いておりますので、問題はありません。

後者につきましては、安全性の問題ではありますが、これは今日迄の勉強会の中では、事業推進の立場の方の考えと反対の立場の方の主張は、2本のレールのごとく交わるところが見つかりません。従いましてこの件に関しましては、応募し調査中も尚、一步進んだ勉強をしていきたいと考えております。

又、議会への請願書に全町民の60%を越える署名が提出されておりますが、署名の数という点では、それなりに重く受け止めなければなりません。しかしながら、その趣旨として示されました内容につきましては、最終処分事業について、反対の立場からの正確さに欠ける、片寄った見解のみとなっております。例えば、「処分地誘致の動きがある」と書かれておりますが、「処分地誘致」の動きなどは全くしたことはございません。又、「地域の農林水産業及び観光に多大な影響を与えることは必至」、などと仮定の話綴っています。又、「地下に埋め捨てにする研究は始まったばかり」と書いてありますが、これは、1961年原子力委員会に専門部会が設置され、原子力発電が始まる前から検討されて来ていますし、1976年原子力委員会が示した方針に従って研究開発が進められて来て以来、31年が経過しています。又、署名受任者との人間関係の中では消極的に署名した人。中学生をも対象にしている点、等々様々でありまして、署名をする方に本件が全て正確に伝わっているとは到底考えられません。

このような内容を絶えず含んでいるのが署名であるということも又、周知のとおりであります。従って、一々精査することは当然のこととして出来ませんが、そう言った内容を含んだ署名の数にも増して、高い政治的判断をもって優先しなければならぬ政治的課題もあると言うことでございます。

一方、「調査地区に応募」することを理解されている方々からは、「躊躇せず推進して貰いたい」、「町の現状を考えれば当然応募すべきである」など、励ましの言葉も頂きましたし、又、賛成の立場からの署名活動も始められ請願書も提出されておりました、大変心強い思いを致しております。このような背景・状況を斟酌したところでございます。

今回の「高レベル放射性廃棄物の最終処分施設の設置可能性を調査する区域」への応募に関しましては、国家プロジェクトでありまして、国のエネルギー政策に貢献できる可能性と、国から交付される交付金を活用した種々の事業展開によりまして、町民の皆様の生活支援や産業基盤の整備など、町の浮揚を積極的に図って行く絶好の機会であると考えております。

又、応募が即、処分施設の「誘致」・「設置」ではありませんので、調査中も尚、「勉強中」であるとの認識の下に、県外の関連施設の視察研修やシンポジウム等を開催しながら、町民の皆様と共に冷静に勉強し、知識を深めていきたいと考えております。そうした取り組みを行った上で、改めて住民投票を実施し、それ以後の方向を決定致します。その場合投票によって確定された町民の皆様の意思が100%保証されますよう、国と原環機構と本町の間で協定を結びます。住民投票の時期と致しましては、精密調査に入る前段が適当であろうと考えております。住民投票条例案は、可能な限りなるべく早い時期に議会に提案致します。

又、交付金を活用した事業につきましては、障害者・高齢者・子育て生活支援をはじめ、一般家庭用電気料金助成事業、避難道路・避難場所整備事業、基幹産業の基盤整備等々を実施したいと考えております。

以上の観点から、去る1月25日付けにて「高レベル放射性廃棄物の最終処分施設の設置可能性を調査する区域」に応募致しました。

町民の皆様方の深いご理解を切にお願い申し上げます。

平成19年1月

東洋町長 田嶋裕起